

特定不妊治療費助成事業のながれ

申請の
順番

保険適用時

1 治療

3 南越前町への申請

保険適用無し*

1 治療

2 県への申請

3 南越前町への申請

※医療保険の適用回数終了後（40歳未満7回以降、40歳以上43歳未満4回以降）

1 治療

- ① 都道府県の指定する指定医療機関で特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける
注意：
・高額療養費の手続き—高額療養費申請の有無について医療機関に相談し、対象になる場合には早めに高額療養費の申請手続きをしてください。
・書類の保管—以下の書類は申請に必要なため大切に保管してください。
(1)医療機関に提出した婚姻関係を確認する書類(申告書等)のコピー
(2)医療機関の発行する領収書及び診療明細書
- ② 「特定不妊治療指定医療機関受診等証明書」「精巣内精子採取術受診等証明書(男性不妊を受けられた方のみ)」を、治療終了後速やかに医療機関に発行してもらう。
※県助成対象の場合は、県証明書の写しで可

2 県への申請

2 県への申請 は 【保険適用無し】 の時に必要です

- ① 福井県の助成申請に必要な書類を揃え、県内の健康福祉センターへ申請する
参照 <http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/funintiryo-h19.html>
■南越前町の最寄りの健康福祉センター

【申請先】 丹南健康福祉センター（武生福祉保健部）
所在地：越前市上太田町41-5 福井県南越合同庁舎1階 電話：0778-22-4135
- ② 福井県の審査後、承認された場合、約1～2か月程度で「特定不妊治療費助成承認決定通知書」が届き、助成額が振り込まれる

3 南越前町への申請

- ① 南越前町の助成申請に必要な書類を揃え、南越前町へ申請する
(申請書等はホームページよりダウンロードできます)
※町への申請期限は3月31日までです。申請が3月中旬以降になる場合はご連絡ください！

【申請先】南越前町 保健福祉課（役場別館1階）
所在地：南越前町東大道29-1 電話：0778-47-8007

<申請に必要な書類>

- 1 南越前町特定不妊治療費助成申請書兼請求書
 - 2 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書・精巣内精子採取術受診等証明書(男性不妊を受けられた方のみ)の写し※県助成対象の場合、県証明書写し可
 - 3 医療機関発行の領収書及び診療明細書
 - 4 特定不妊治療費助成承認決定通知書※県助成対象の場合
 - 5 夫婦両人の完納証明書(町税の未納が無い旨を証明するもの)
 - 6 夫婦両人の健康保険証の写し
 - 7 限度額適用認定証又は標準負担額減額認定証の写し(保険適用の治療の場合)
(無い場合、健保の方は被保険者(扶養者分不要)の標準報酬決定・改定通知書の写しまたは給与明細書3ヵ月分の写しを提出)
 - 8 夫婦の戸籍謄本(事実婚の場合両人の戸籍謄本、住民票、事実婚に関する申立書・意見確認書)
※保険適用の場合—医療機関に提出した婚姻関係を確認する書類(申告書等)のコピーで可
県助成対象の場合—提出不要
その他、印鑑、振込先の金融機関の通帳またはカードをご持参ください
- ② 南越前町の審査後、承認された場合、「特定不妊治療費助成交付決定通知書」が届き、助成額が振り込まれる